

平成 30 年度特別支援教育に関する実践研究充実事業
 (知的障害に対する通級による指導についての実践研究)
 成果報告書 (概要)

受託団体名
愛媛県

1 指定校の一覧

設置者	学校名
西条市教育委員会	さいじょうしりつこまつしょうがっこう 西条市立小松小学校

2 研究の概要

(1) 県教育委員会による取組

ア 知的障がい通級指導検討会議による評価

指定校における事業推進に係る指導・助言、実施方法の検討、成果の検証等

イ 通級指導アドバイザーの派遣

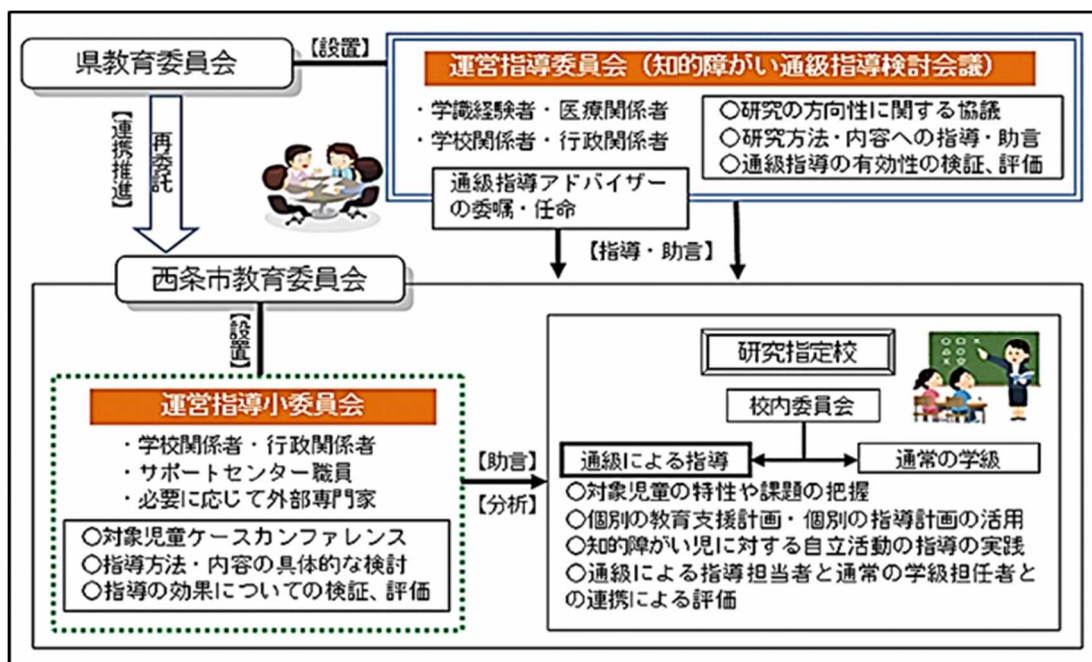
指定校に対し、知的障がいに対する通級指導の在り方への指導・助言

(2) モデル地域（市教育委員会、指定校）の取組

指定校による「知的障がいに対する通級による指導」の指導方法等の研究

- 知的障がいのある児童生徒に対する自立活動による指導の実践
- 通級による指導担当者と通常の学級担任との連携・深化
- 知的障がいのある児童生徒に対する通級による指導の有効性の検証（ケースカンファレンス）

〈事業概念図〉



3 研究の目的

知的障がい児は、小集団における発達の段階に応じた特別な教育課程・指導法が効果的であるとされ、法令上、通級による指導の対象となっていない。そのため、学校現場では、通常の学級の中で教員が可能な範囲で、個別指導やグループ別指導、ティーム・ティーチング等の学習形態や指導体制による工夫、補充的な学習等の個別の配慮や支援、特別支援教育支援員配置による個別の支援などの対応を図っているのが現状であり、学校裁量によるところが大きい。

本研究の指定校にも、通常の学級に、特別な教育的支援を必要とする知的障がいのある児童が在籍しており、特別支援教育支援員を配置し、個に応じた様々な指導・支援を行っているものの、学級集団の中の指導では十分な成果が上がっていない。また、通常の授業に加えて放課後等に補充的な学習を行うことについては、対象児童の体力や学習意欲が十分でないことを考えると、児童の負担過多となり、効果が上がりにくいと言える。

そこで、本実践研究では、通常の学級に在籍する知的障がいのある児童について、外部専門家からの助言を基に、通級による指導における指導内容を明確にするとともに、知的障がいの特性を踏まえた上で、特別な教育課程の編成や具体的な指導・支援の在り方について研究を行う。これにより、通常の学級における学习上又は生活上の困難を改善・克服できる力が身に付くとともに、インクルーシブ教育システムの理念に基づく多様な学びの場の実現につながると考え、知的障がいのある児童に対する「通級による指導」の有効性について検証していく。

4 取組（指導）の内容

(1) 県教育委員会による取組

ア 運営指導委員会（知的障がい通級指導検討会議）の開催

医療関係者、学識経験者、学校関係者、行政関係者からなる「知的障がい通級指導検討会議」を設置し、本実践研究の目的に基づく研究の方向性に関する協議、指定校が取り組む研究方法・内容への指導・助言、その実践研究の成果と課題に基づく通級による指導の有効性について検証・評価を行った。

イ 通級指導アドバイザーの派遣

上記委員のうち3名を「通級指導アドバイザー」として委嘱・任命し、市教育委員会及び指定校に対して派遣し、知的障がいのある児童への指導の在り方や通級による指導の運用等に関する助言を行った。

(2) モデル地域（市教育委員会、指定校）による取組

ア 市教育委員会による取組

(ア) 運営指導小委員会の開催

行政関係者（発達支援担当専門員を含む）、学校関係者からなる「運営指導小委員会」を設置し、運営指導委員会による指導・助言内容の具現化や対象児童のケースカンファレンス、それに基づく指導内容・方法の検討を行った。

(イ) 外部専門家の活用

指定校の要請に応じて、外部専門家（大学教授等）を招き、知的障がいのある児童のアセスメントや指導の在り方、通級による指導の運用等に関する指導・助言を受けた。

イ 指定校による取組

(ア) 対象児童の選定

(イ) 対象児童の実態把握と指導内容の焦点化

(ウ) 認知特性に応じた教育課程の編成

(エ) 通常の学級の各教科の学習と通級による指導の各教科の取扱いの連動

(オ) 校内委員会の開催

運営指導委員会及び運営指導小委員会の指導・助言の具体化等

5 研究の成果

(1) 知的障がいに対する通級による指導の在り方について

通級による指導の対象となる知的障がいの程度について、「全体的に知的機能の発達の遅滞はあるが、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」と基準を設定した。多面的なアセスメント実施により把握した対象児童の認知特性の中から、アプローチする認知特性を焦点化し、認知特性に応じた自立活動の指導を行った。指導に際しては、通常の学級の各教科の学習と通級による指導の各教科の取扱いを連動させ、通級による指導で身に付けた力を、通常の学級の学びの中でフィードバックさせることができるよう、系統的な指導を展開した。指導の焦点化や通常の学級と通級指導教室の学びの連携を強化したことで、通級による指導の時間を減らしても教育的効果を上げることができた。

(2) 児童の変容について

対象児童4名中3名については、それぞれの認知特性に応じた通級による指導を行うことで、視空間認知、視覚的短期記憶、聴覚的記憶などの力が向上し、児童が抱える学習上又は生活上の困難さが軽減されてきている。改善が認められなかった児童1名については、その要因を分析し、次年度の取組に生かす。短期記憶に課題があり、指示を正しく聴き取れなかったり忘れてしまったりすることがあった児童については、メモを取るものが習慣化し、「分かった」「できた」という成功体験を積み重ね、自己肯定感が高まり、プロジェクト班のリーダーに立候補するなど、学習意欲や学習態度の改善にもつながった。

(3) 教職員の意識や学校経営の変容について

通級指導アドバイザーや発達支援担当専門員を招き、知的障がいのある児童に対する理解と支援の在り方について知見を深めることができた。通級による指導の成果が校内で十分に生かされるよう、通級指導担当者が、5月から6月にかけて、全校児童及び教職員を対象に通級指導教室の意義や目的についての説明会を実施したり、通級指導教室参観週間を設け授業を公開したりすることで、全教職員の障がいのある児童への指導・支援の在り方の共有化と、通常の学級と通級指導教室の連携強化を図った。それにより、教職員が困難さを抱えた児童の支援の主体者が自分自身であるという認識をもって、課題意識や学級経営や学校経営に参画するという意識をさらに高めることにつながった。

6 課題と今後の方策

多角的なアセスメントの実施により、対象児童の認知特性の偏りを把握し、どの認知特性にアプローチしていくかについては、成果が認められた3名の児童と、成果を認められなかった1名の児童の指導実践を詳細に分析し、指導の焦点化の方法について検討が必要である。

通級による指導において、対象児童の認知機能そのものが改善されて、通常の学級でよりよく適応できるよう、今年度の取組の成果と課題を生かし、さらなる深化を図る。その際、知的障がい特別支援学級での学びと通級による指導の差異及び連続性についても明らかにしていく。また、本事業の報告会を開催し、研究成果を広く発信する。